

第 19 号議案

加東市体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市体育施設条例の一部を改正する条例

加東市体育施設条例（平成 18 年加東市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前			改 正 後		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
	名称	位置		名称	位置
屋内 施設	[略]	[略]	屋内 施設	[略]	[略]
	加東市滝野総合公園体育館	加東市河高 4 0 0 7 番地		加東市滝野総合公園体育館	加東市河高 4 0 0 7 番地

	加東市東条第一体育館	加東市岡本1564番地1
	加東市東条第二体育館	加東市天神626番地
屋外 施設	加東市社第一グラウンド	加東市東実210番地
	[略]	[略]

別表第2（第6条関係）

施設名称		使用料	冷房使用料
屋 内 施 設	社第一体育館	1時間につき	1台当たり1時間
	社武道館	半面 400円	につき 650円
	滝野体育センター	全面 800円	(東条第一体育館
	東条第一体育館 東条第二体育館		及び東条第二体育 館は除く。)

[略]

	加東市東条第一体育館	加東市岡本1564番地1
屋外 施設	加東市社第一グラウンド	加東市東実210番地
	[略]	[略]

別表第2（第6条関係）

施設名称		使用料	冷房使用料
屋 内 施 設	社第一体育館	1時間につき	1台当たり1時間
	社武道館	半面 400円	につき 650円
	滝野体育センター	全面 800円	(東条第一体育館
	東条第一体育館		は除く。)

[略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第19号議案 要旨

加東市体育施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市公共施設の適正化に関する計画に基づき、加東市東条第二体育館を解体したことから、公の施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

加東市東条第二体育館の名称及び位置を削ること。（別表第1及び別表第2関係）

3 施行期日 令和5年4月1日